

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律案 要綱

市場の透明性・公正性を確保しつつ、資産運用の高度化・多様化を図るため、取引所における競売買の方法による取引を公開買付規制の対象に追加するほか、大量保有報告制度において保有割合の合算が求められる者の範囲の明確化、委託を受けて投資運用業に関する業務の一部を行う業者の任意的登録制度の創設等の措置を講ずる必要がある。このため、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正することとする。

一 金融商品取引法の一部改正（第1条関係）

1. 株券等の公開買付規制に関する規定の見直し

- (1) 取引所における競売買の方法による取引を公開買付規制の対象に追加することとする。 (金融商品取引法第27条の2関係)
- (2) 公開買付けの実施が義務付けられる議決権割合を3分の1から100分の30に引き下げることとする。 (金融商品取引法第27条の2関係)
- (3) 公開買付届出書を参照すべき旨等を記載した場合には、公開買付説明書に記載したものとみなすこととする。 (金融商品取引法第27条の9関係)

2. 株券等の大量保有報告制度に関する規定の見直し

- (1) 大量保有報告制度において保有割合の合算が求められる者の範囲に関し、金融商品取引業者等が経営に対して重要な影響を及ぼす行為を行うことを目的とせず、株主としての権利を共同して行使する場合については、保有割合の合算が求められないこととする。 (金融商品取引法第27条の23関係)
- (2) 現金による決済が予定されているデリバティブ取引のうち、一定の要件を満たすものを大量保有報告書の提出義務の対象とすることとする。 (金融商品取引法第27条の23関係)

3. 投資運用関係業務受託業に係る制度の導入

(1) 任意的登録制の創設

- ① 投資運用関係業務受託業を行う者は、内閣総理大臣の登録を受けることができることとし、登録申請書の記載事項及び添付書類、登録拒否要件その他の登録手続に関する規定を整備することとする。

(金融商品取引法第2条、第66条の71～第66条の75関係)

- ② 投資運用関係業務受託業者について、誠実義務、忠実義務、業務管理体制

の整備義務、禁止行為その他の業務に関する規定を整備することとする。

(金融商品取引法第 66 条の 76～第 66 条の 81 関係)

- ③ 投資運用関係業務受託者に対する業務改善命令、業務停止命令、登録取消処分、報告徴取及び検査その他の監督に関する規定を整備することとする。

(金融商品取引法第 66 条の 82～第 66 条の 89 関係)

(2) 金融商品取引業者等に関する規定の整備

- ① 金融商品取引業者等が投資運用関係業務を委託する場合には、登録申請書又は届出書に委託先の商号等を記載させることとする。

(金融商品取引法第 29 条の 2、第 33 条の 8、
第 63 条の 9、附則第 3 条の 3 関係)

- ② 金融商品取引業者等の登録拒否要件等のうち、人的構成要件の内容を明確化するとともに、投資運用関係業務受託者に投資運用関係業務を委託する場合には、当該業務の執行について必要となる十分な知識及び経験を有する役員等の確保に代えて、当該業務の執行の監督に係る役員等を確保していれば足りることとする。

(金融商品取引法第 29 条の 4、第 33 条の 5、第 33 条の 8、
第 63 条の 9、附則第 3 条の 3 関係)

4. 投資運用業に関する規定の整備

- (1) 金融商品取引業の登録申請書の記載事項として、投資運用業に関して顧客から金銭等の預託を受けない場合にはその旨を記載させることとする。

(金融商品取引法第 29 条の 2、第 31 条関係)

- (2) 投資運用業者が運用を行う権限を委託する場合に、運用の対象及び方針を決定する権限を委託してはならないこととし、それ以外の運用を行う権限の全部を委託できることとする。

(金融商品取引法第 42 条の 3 関係)

5. 非上場有価証券特例仲介等業務に関する規定の整備

特定投資家等を対象とした非上場有価証券の仲介等の業務のみを行う第一種金融商品取引業者について、自己資本規制比率に関する規制、兼業規制及び金融商品取引責任準備金の積立に関する規制の適用を除外することとする。

(金融商品取引法第 2 条、第 29 条の 4 の 4 関係)

6. 私設取引システム運營業務に関する規定の整備

- (1) 流動性の低い非上場有価証券のみを取り扱い、かつ、取引規模が限定的である私設取引システム運營業務については、その業務を行うに当たっての認可を

要さないこととし、第一種金融商品取引業の登録により行えることとする。

(金融商品取引法第 30 条関係)

- (2) 金融商品取引業者が(1)の私設取引システム運營業務に関する業務の内容及び方法のうち公益又は投資者保護の観点から特に必要がある事項を変更する場合は、変更の 30 日前までに内閣総理大臣に届け出なければならないこととする。

(金融商品取引法第 31 条関係)

7. その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正 (第 2 条関係)

1. 運用権限の委託に関する規定の整備

投資信託委託会社及び投資法人の資産運用会社の運用の委託に関し、金融商品取引法第 42 条の 3 の改正に準じて、所要の規定の整備を行うこととする。

(投資信託及び投資法人に関する法律第 12 条、第 202 条、
第 204 条、第 214 条関係)

2. その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

三 その他

1. 施行期日

この法律は、原則として、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

(附則第 1 条関係)

2. 経過措置等

- (1) この法律の施行に伴い、所要の経過措置を定めることとする。

(附則第 2 条～第 10 条、第 17 条、第 18 条関係)

- (2) 金融商品取引法の改正に伴い、関係法律の改正を行うこととする。

(附則第 11 条～第 16 条関係)

- (3) この法律の施行の状況等に関する検討規定を設けることとする。

(附則第 19 条関係)